

志木市危機管理指針

平成21年1月20日

埼玉県志木市

志木市危機管理指針

1 基本理念

志木市では、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は市の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等が発生した場合又は発生するおそれがある場合における、危機管理を推進します。

このため、市民の安心・安全の確保をめざし、職員一人ひとりが「危機管理は市政運営のベースである」ことを認識し、日々の業務に取り組みます。

2 基本方針

(意識)

職員一人ひとりが危機に対する感性を磨いていくとともに、危機意識を持って、危機の兆候を積極的に察知していきます。

(準備)

危機の兆候を察知し、適切な対応を行っていくことにより、危機発生未然防止を行います。

また、危機が発生した場合にも、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備していくとともに、職員の資質向上を図ります。

(対応)

危機が発生した場合は、市民の生命及び身体の安全を確保することを最優先し、迅速かつ的確な対応を図ることにより、市民への影響をできる限り少なくします。

3 職員行動方針

- (1) 職員一人ひとりの仕事に潜んでいる問題点や課題等を把握し、危機への備えを行います。
- (2) 常に危機意識をもって業務を遂行します。
- (3) 自由に意見が言える風通しのよい職場づくりに努めるとともに、問題が発生したら直ちに上司に報告し、迅速かつ的確な対応を図ります。
- (4) 総合力を発揮した危機管理を行うことができるように、各部局、関係機関との連携を密接に行います。
- (5) 危機発生時の役割を常に認識し、迅速かつ的確な対応ができるようにします。